

議案第 6 0 号

亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について

亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 8 月 3 0 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

提案理由

条例の制定について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 職員の報酬は、時間額又は月額で定める。

2 時間額で定める報酬の額は、別表左欄に掲げる職員の種別に応じ、それぞれ同表右欄に定める報酬の上限額を21で除し、亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年亀山市条例第31号）第3条第2項に規定する1日当たりの勤務時間で除して得た額の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

3 月額で定める報酬の額は、別表左欄に掲げる職員の種別に応じ、それぞれ同表右欄に定める報酬の上限額の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難しい職にある者の報酬の額については、任命権者が別に定めるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、職員には亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号。以下「給与条例」という。）に規定する通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当に相当する報酬として、規則で定める額を

支給する。

- 6 職員の報酬は、月の初日から末日までの分を翌月の13日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、これらの日の前日）に支給する。ただし、これにより難い場合は、規則で定める日に支給することができる。
- 7 職員が所定の勤務日数又は勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない日数又は時間数の報酬の額を支給しない。
- 8 前各項に規定するもののほか、報酬の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（費用弁償）

第3条 職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額及び支給方法は、亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年亀山市条例第45号）の適用を受ける職員の例による。

（期末手当）

第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、100分の72.5を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 期末手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、給与条例の適用を受ける職員の例による。
- 4 前3項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(口座振替)

第5条 報酬、費用弁償及び期末手当は、職員からの申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への口座振替の方法により支給することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

職員の種別	報酬の上限額
一般業務に従事する者	給与条例第4条第1項に規定する行政職給料表(一)2級の最高号給の額
福祉業務に従事する者	給与条例第4条第1項に規定する行政職給料表(一)2級の最高号給の額
教育業務に従事する者	給与条例第4条第1項に規定する行政職給料表(一)2級の最高号給の額